

一般社団法人四万十市観光協会キャラクター使用取扱要領

第1版

(令和7年7月1日から施行)

一般社団法人 四万十市観光協会

**一般社団法人四万十市観光協会キャラクター「しにゃんと ニャンコ」
デザイン等使用取扱要領**

【趣旨】

第1条 この要領（以降、本要領）は、一般社団法人四万十市観光協会（以後、当協会）キャラクター「しにゃんと ニャンコ」が、高知県四万十市をPRするにあたり「しにゃんと ニャンコ」のデザイン等使用に関しての事項を定めるものとする。

【定義】

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

（1）デザイン等

「しにゃんと ニャンコ」の称呼及び立体物を含むイラスト又はこれに準ずるもの

（2）物品

デザイン等を使用した商品、商品パッケージ及びこれらに準ずるもの

（3）使用者

デザイン等及び物品を使用する者

【使用申請】

第3条 デザイン等を使用しようとする者は、当協会の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、当協会ホームページより申請を行わなければならない。

【使用許諾】

第4条 当協会は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し本要領に抵触しない場合は、使用許諾をすることができる。この場合において、当協会が必要があると認める場合には、デザイン等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 当協会は、使用許諾を行ったときは、使用許可通知書を申請者へ電子メール等により通知する。

3 使用許諾料は原則として無償とする。但し、使用態様に鑑みて、当協会が有償での使用許諾が妥当と判断する場合、当協会は事前に使用者に通知するものとする。

【使用許諾の制限】

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当協会は使用許諾をしないものとする。

- (1) 高知県四万十市及び当協会の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 当協会の意図しない改変を行った場合
- (4) 「しにゃんと ニャンコ」のイメージを損なうおそれのある場合
- (5) 法令に違反する場合
- (6) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) デザイン等の使用者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下、暴対法）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ））であると認められる場合
- (8) デザイン等の使用者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
- (9) デザイン等の使用者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (10) デザイン等の使用者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (11) デザイン等の使用者が、暴力団又は暴力団員又は（4）から（7）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合
- (12) デザイン等の使用者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行う者であるとき、あるいはその営業又は広告等に使用されるおそれがある場合
- (13) デザイン等の修正指示に応じない場合
- (14) 公益上の観点又は著作権管理において不相当と認められる場合
- (15) 特定の個人、政党、宗教団体支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (16) 過度に射幸心を煽る使用と認められる場合
- (17) 当協会の事前の承諾なく使用許諾のない第三者にデザイン等を再使用させる場合

【使用禁止及び使用許諾の取消】

第6条 当協会は、第5条各号のいずれかに該当することとなったときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

2 当協会は、次の各号に該当すると認めるときは、デザイン等の使用を禁止し、又は使用許諾を取消することができる。

(1) 前項による申入れを行った後、是正されないとき。

(2) 前項に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 当協会は、前項の規定により、使用を禁止し又は使用許諾を取消するときは、使用者に通知するものとする。

4 当協会は、前項の規定による使用禁止又は使用許諾の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

【遵守事項】

第7条 原則として、物品には「しにゃんと ニャンコ」と標記を付すこと。使用態様等により表記が困難な場合は、使用者の申出に基づいて当協会が決定する。

【責任の制限】

第8条 使用者が、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、当協会は責任の一切を負わないものとする。

【著作権】

第9条 「しにゃんと ニャンコ」のデザイン等に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む。）、その他の知的財産権は当協会に帰属する。

【補足】

第10条 本要領に定めるもののほか必要な事項は、別に当協会が定める。

【変更】

第11条 本要領は当協会の判断により変更できる。